

日本学生支援機構奨学生の採用手続について (第一種・第二種)

採用者発表にて、日本学生支援機構奨学生（第一種・第二種）の採用を確認された方は、必ず下記のとおり採用手続（関係書類の受取り）を行なってください。

※採用手続を怠ると今後の奨学金の受給に支障が出ますので注意してください。

記

- 手続日 : 2011年10月26日（水）～
2011年11月10日（木）
- 場 所 : 所沢総合事務センター
- 携行品 : 学生証
- 配付書類 : 採用書類一式（ピンクの封筒）
（「奨学生証」「返還誓約書」等）
- 初回振込 : 2011年10月11日（火）※振込済

【注意事項】

- 返還誓約書は必ず11月30日（火）までに提出すること期限までに未提出の場合は採用取消となり、振込済みの奨学金は即時返金しなければなりません。
- 採用者は年に1回（12月予定）「奨学金継続手続」が必要になり、怠ると廃止となります。
- 毎月の奨学金振込日については「奨学生のしおり」で必ず確認してください。
- 奨学金を辞退する場合には印鑑と学生証をお持ちの上、必ず奨学課へ届け出てください。

2011年10月
所沢総合事務センター
学生部 奨学課